市県民税・森林環境税 税額変更・納税通知書の見方

1枚目(徴収方法、金額、納期限等) 税額の変更事由は、3枚目左下の 余白部分をご確認ください。 【年税額】 納税通知書 今年度納めていただく市県民税・森林環境税を合わせた金 額です。変更後の金額が記載されています。 与特別徴収義務者指定番号·個人番号 年税額のうち、各徴収方法で納めていただく税額です。 給与特別徵収税額 給与特別徴収税額:給与天引きで納めていただく税額です。 F金特別徴収税額 普通徵収税額 年金特別徴収税額:年金天引きで納めていただく税額です。 この納税通知書で納める全額 :納付書または口座振替で納めていただ 普诵徴収税額 く税額です。

普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただく金額を各期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。口座振替の場合は、通知書1枚目に振替先の口座を記載しています。 なお、第4期以降の随時期については、口座振替による納付はできませんのでご注意ください。

3枚目(所得金額等の変更内訳、変更事由)



【税額・徴収方法の主な変更事由】

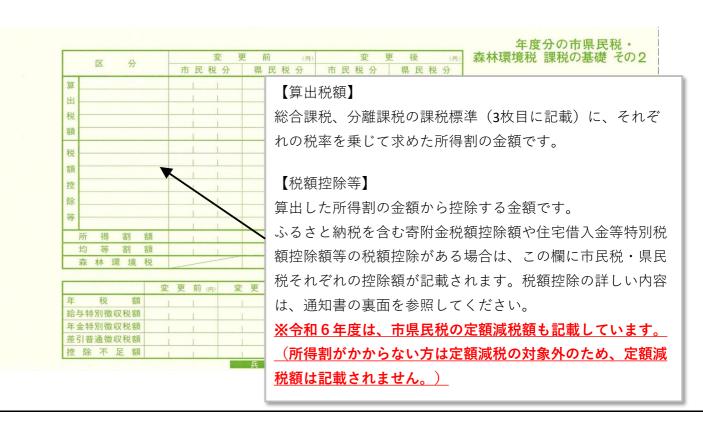
- ・会社を退職(休職)された場合
- ⇒退職(休職)により普通徴収
- ・年金特徴納税義務者が死亡された場合
- ⇒死亡により年金特徴を停止
- ・確定申告をされた場合
- ⇒所得税の確定申告により変更
- 住民税申告をされた場合
- ⇒住民税の申告により変更
- 会社等から給与支払報告書が提出された場合
- ⇒給与支払報告書により変更
- ・**年金機構等から年金支払報告書が提出された場合** ⇒年金支払報告書により変更
- ・市役所で扶養や寡婦等に関する調査を行った場合 ⇒調査により変更
- ※変更事由によっては、個別に説明文書を同封している場合がありますので、ご確認ください。

2枚目(各徴収区分ごとの税額の変更内訳)

年度 市県民税・森林環境税 各徴収区分ごとの税額変更内訳 甬 筆 2 期 年6月 第3期 年8月 第4期 随時 各徴収区分ごとに、税額の増減額等を記載しています。 合 計 (例1) 納税義務者が会社を退職したことにより、給与特別徴収ができ 月別 なくなった場合 年7月 ⇒徴収できなくなった月以降の給与特別徴収税額が減額され、普通徴 年8月 収税額が増額となります。 年10月 年11月 年12月 (例2) 納税義務者が死亡したことにより、年金特別徴収ができなく 年2月 なった場合 年3月 年4月 ⇒徴収できなくなった月以降の年金特別徴収税額が減額され、普通徴 年5月 合 計 収税額が増額となります。

2

4 枚目 (税額の変更内訳)



TEL:0791-43-6803 FAX:0791-43-6892

赤穂市総務部税務課市民税係